

令和3年9月13日

お客様へ

株式会社 協同社
山梨中央自動車教習所

「緊急事態宣言」19都道府県の延長を受けてのお願い

本日、政府より、東京など19都道府県に対して、新型コロナウイルスの「緊急事態宣言」が9月30日まで延長されました。

これを受け、引き続き、やむを得ない事情を除き、緊急事態宣言が発令されている当該対象地域の「緊急事態宣言」が解除されるまでの間、当該対象地域に往来された方は、本県に戻られてから2週間経過するまで、入所及び来所(教習・講習等)はお控えください。

「緊急事態宣言」対象地域への外出は控えるとともに、外出された場合には、ご申告の程、よろしくお願いいたします。

なお、この件に対するキャンセル等、電話連絡をいただければ、次回予約を相談させていただきます。この場合のキャンセル料はいただきません。(ワクチン接種を完了された方は、窓口にご相談下さい。)

新型コロナウイルス感染防止対策のため、ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点は、窓口までお問い合わせ下さい。

～「緊急事態宣言」延長対象地域～

北海道・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
神奈川県・静岡県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府
大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・沖縄県

以上19都道府県